



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 26 日 (金)
第 8 8 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (547) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の指定の取消し (548) (〃) 2
	知事指定薬物の指定 (549) (医療指導課) 3
	知事指定薬物の指定の失効 (550) (〃) 4
◇ 海区漁調 委告示	漁業法による公聴会の開催 (3) 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) 5

告 示

鳥取県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設の名称、居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
介護老人保健施設みやこ苑	鳥取市三津1072-307	平成28年4月1日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービス センターとの えの家	境港市外江町1814 - 1	通所介護	平成24年4月 1日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温泉 町203	すえひろ生協 診療所	鳥取市末広温泉町 203	居宅療養管理指導	平成27年12月 1日
医療法人アス ピオス	鳥取市吉方温泉 一丁目653	介護老人保健 施設みやこ苑	鳥取市三津1072- 307	短期入所療養介護	平成28年4月 1日
"	"	通所リハビリ テーションみ やこ苑	"	通所リハビリテ ーション	"

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温泉 町203	すえひろ生協 診療所	鳥取市末広温泉町 203	介護予防居宅療養 管理指導	平成27年12月 1日
医療法人アス ピオス	鳥取市吉方温泉 一丁目653	介護老人保健 施設みやこ苑	鳥取市三津1072- 307	介護予防短期入所 療養介護	平成28年4月 1日
"	"	通所リハビリ テーションみ やこ苑	"	介護予防通所リハ ビリテーション	"

鳥取県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、同法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

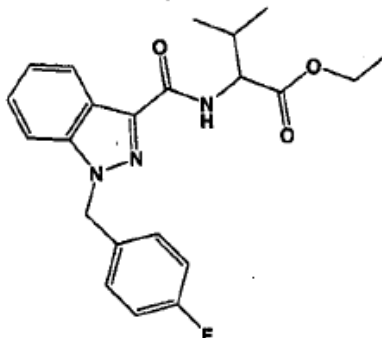
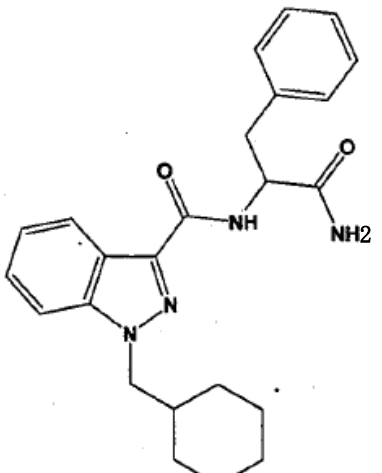
名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業所 の所在地	取消年月日
てのひら株式会社	鳥取市福部町 細川676-8	居宅介護支援事業所 ことのは	鳥取市新40	平成28年6月13日

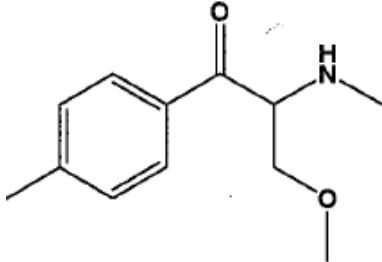
鳥取県告示第549号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
28-知(1)-5	EMB-FUBINA CA	エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類 
28-知(1)-6	APP-CHMINA CA、PX-3	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 

28-知(1)-7	Mexedrone、 4-MMC-OMe	3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 
-----------	-------------------------	--

鳥取県告示第550号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
28-知(1)-1	3,4-Dimethoxymethcathinone	平成28年6月28日	平成28年7月2日
28-知(1)-2	THJ	〃	〃
28-知(1)-3	5F-AEB、5F-EMB-PINACA	〃	〃
28-知(1)-4	MDMB-FUBICA	〃	〃

海区漁業調整委員会告示**鳥取海区漁業調整委員会告示第3号**

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成28年8月26日（金）から9月12日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-20）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成28年9月13日（火）午前10時30分から
- (2) 場所 倉吉市上井町一丁目9-2 ホテルセントパレス倉吉2階チェルシー

2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び区画漁業の地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成28年9月12日（月）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

県立学校非常勤教職員等パソコン賃貸借 一式

ア ノート型パーソナルコンピュータ（借入） 343台

イ ソフトウェア、ライセンス等（購入） 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成28年12月1日から平成33年11月30日までとする。

(4) 納入期限

平成28年11月30日（水）とする。

(5) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業体に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成28年9月9日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平

成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 1の(1)に示した物品を所有し(本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合には県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。)であること。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、ウ、エ及びキの要件を満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のカの要件を満たすこと。

ウ 構成員のうち1者以上の者が競争入札参加資格業種区分の事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、上記業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成28年9月9日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

エ 共同企業体は、2者以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7852

電子メール jouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.jp

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、平成28年8月26日（金）から同年9月20日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成28年8月26日（金）から同年9月20日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限等

ア 提出期限

平成28年10月7日（金）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書等の受領期限は、同月6日（木）午後5時とする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ その他

仕様比較表の添付書類として次の資料を添付すること。

(ア) 提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付すること。

(イ) ハードウェアのパフレット（仕様書の該当する部分にマーキング及び付箋をすること。）を添付すること。

(ウ) 導入機器に情報漏えいの原因となりうる不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を添付すること。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日評価の上決定し、通知する。

ア 日時

平成28年10月7日（金）午後1時30分

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年9月20日（火）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、入札書及び仕様比較表の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products

343 sets of notebook-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) September 20, 2016 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 7, 2016 1:30 PM: Time-limit for submission of tenders

(October 6, 2016 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7852